

認定基準

【H9.4.22 付け 9 林第 295 号 認定要領付】

1 事業主の申請資格要件

改善計画の認定を受けようとする事業主は次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められる事業主であること。
- (2) 林業労働者を雇用して造林業・育林業・素材生産業その他の森林施業を営んでいる事業主であること。
- (3) 常用の林業現場作業職員を3人以上雇用している事業主であること。ただし、3人に満たない事業主にあつては、他の事業主との共同改善計画を作成すること。
- (4) 過去、1年以上森林施業の実績がある事業主であること。主に素材生産業を営む事業主にあつては、年間の素材生産量が概ね1,000m³以上であること。ただし、新たに造林・素材生産等の事業を行う会社を興し、又は他業種から林業に参入するため、林業労働者を雇用した場合、林業の実績が1年未満である事業主は、支援センターとの共同改善計画を作成すること。

2 改善計画の認定基準

- (1) 改善措置の目標・内容・実施時期が府基本計画に照らして適切なものであること。
- (2) 改善措置の内容・実施時期・資金の額及びその他調達方法が改善措置の目標を確実に達成するために適切であること。
- (3) 支援センターが法に基づく委託募集を実施する場合は、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。
- (4) 当該改善措置の実施が雇用管理者の選任及び雇用に関する文書の交付に寄与するものであること。
- (5) 雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること。

○改善項目

- ・雇用管理の改善…雇用の安定化<必須>、労働条件の改善<必須>、労働安全の確保<必須>、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の活躍・定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進、その他の雇用管理の改善のうち5項目以上の改善に取り組むこと。
 - ・事業の合理化…事業量の安定的確保<必須>、生産性の向上<必須>、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリアに応じた技能向上、その他の事業の合理化のうち3項目以上の改善に取り組むこと。
- (6) 労働時間、労働者の安全及び衛生その他労働条件の改善措置を含めて作成する場合は労働基準法その他の労働基準関係法令に適合するものであること。
 - (7) 改善措置の努力目標

下記のうち該当する改善項目について、基準年（改善計画作成の前年度）に対して次の水準を改善措置の努力目標としていること。

○雇用管理の改善

- ・雇用の安定化——全雇用労働者のうち常用の者が増加すること。
 - 雇用管理者を選任していない事業主は、計画期間中に雇用管理者を選任すること。
 - 雇用に関する文書を交付していない事業主は、計画期間中に雇用に関する文書を交付すること。
 - 月給制の導入に努めること。
- ・労働条件の改善
 - 就業規則の作成に努めること。
 - 労働者全員の社会保険加入に努めること。
 - 週休二日制の導入に努めること。
- ・林業労働安全衛生の確保
 - 労働安全衛生関係法令や安全に関するガイドラインを徹底すること。
 - 緊急連絡体制を確保すること。

○事業の合理化

- ・事業量の安定確保
 - 素材生産業を営む事業主：素材生産量

基準年の素材生産量	事業量の増加目標
3000m ³ 未満の事業体	計画期間終了時に基準年より 5 割以上増加
3000m ³ 以上 10000m ³ 未満の事業体	計画期間終了時に基準年より 2 割以上増加
10000m ³ 以上の事業体	計画期間終了時に基準年より増加

- ・生産性の向上——素材生産業を営む事業主：素材生産

基準年の素材生産に係る労働生産性	生産性の向上目標
5m ³ ／人日未満の事業体	計画期間終了時に基準年より 5 割以上向上
5m ³ 以上 9m ³ ／人日未満の事業体	計画期間終了時に基準年より 2 割以上向上
9m ³ ／人日以上	計画期間終了時に基準年より向上

- ・林業労働者のキャリアに応じた技能の向上
 - 能力評価の導入と処遇の改善を一体的に取り組むよう努めること。